議事(1)

茨城県少子化対策審議会運営要綱の一部改正(案)について

1 改正内容

第2条第1項の表を次のとおり改める。

部会の名称	定数	調査審議事項
新計画策定部会	26 名以内	新たな <u>県こども計画</u> の策定に関する事項
認可部会	10 名以内	就学前の子どもに関する教育,保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項の規定による認可,同法第21条第1項の規定による命令及び同法第22条第1項の規定による認可の取消しに関する事項

2 改正理由

県こども計画策定にあたり、審議会委員を新計画策定部会に属すべき委員とし、部会を 審議会と同時に開催することで省力化を図るため

茨城県少子化対策審議会運営要綱新旧対照表

改正案

(部会)

第2条 条例第6条第1項の規定に基づき、審議会に次の部会を置く。

部会の名称	定数	調査審議事項
新計画策定部 会	<u>26 名以</u> <u>内</u>	新たな <u>県こども計画</u> の策定に関する事 項
認可部会	10 名以	就学前の子どもに関する教育,保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項の規定による認可,同法第21条第1項の規定による命令及び同法第22条第1項の規定による認可の取消しに関する事項

(部会)

第2条 条例第6条第1項の規定に基づき、審議会に次の部会を置く。

現 行

部会の名称	定数	調査審議事項		
新計画策定部 会	<u>18 名以</u> <u>内</u>	新たな <u>大好きいばらき次世代育成プラ</u> <u>ン</u> の策定に関する事項		
認可部会	10 名以内	就学前の子どもに関する教育,保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項の規定による認可,同法第21条第1項の規定による命令及び同法第22条第1項の規定による認可の取消しに関する事項		

県こども計画策定に向けての茨城県少子化対策審議会体系図

報告

少子化対策審議会

こども計画全体の審議

(委員25名)

新計画策定部会

少子化対策審議会 と同時開催

(委員25名)

子ども・子育て分科会

- 一こども計画所管内容の審議
- ・子ども・子育て支援事業支援計画 (委員6名)

要保護児童対策分科会

- ・こども計画所管内容の審議
- ・子どもを虐待から守る基本計画
- ・子どもの貧困対策に関する計画
- 1___・社会的養育推進計画報告 (委員9名)

、臨時委員として参加

青少年健全育成審議会

現行「青少年・若者応援プラン」に 該当する内容の審議